

「普通会計」とは

普通会計とは、地方公共団体の会計のうち公営事業会計（ 1 ）を除く会計をいう。具体的には、一般会計・貸付金会計・土地取得特別会計等である。

また、普通会計決算（予算）という場合は、これらの会計の決算（予算）額を純計（ 2 ）したものをいう。

1 公営事業会計の例

- ・ 上水道、病院、下水道、介護サービス等の公営企業会計
- ・ 国民健康保険特別会計、老人保健特別会計

2 純計

各会計間で繰入、繰出を行っている場合、これを単純に合計すると、繰入・繰出の額だけ規模が大きくなるので、この重複額を控除して合算することをいう。

「形式収支」とは

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいう。

現金主義の建前に立っており、当該年度における、収入された現金と支出された現金の差額を表示している。その中には、当該年度に施行すべき事業を何らかの理由により実施せず翌年度に繰り越したものに充てるべき現金（翌年度に繰り越すべき財源）が含まれており、当該年度分全体の収支の結果である実質的な収支を表してはいない。

「実質収支」とは

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいう。

実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のことをいう。

「単年度収支」とは

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいう。

実質収支は前年度以前からの収支の累積である。従って、その中には前年度の実質収支が黒字にせよ赤字にせよ含まれていることとなり、仮にそれが黒字であった場合、黒字額は繰越金として当該年度の歳入とされ（地方自治法に基づく決算処分積立額を除く）、実質収支をそれだけ増加させる要因となっている。このため、当該年度だけの収支を把握しようとする場合には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた収支をみる必要があり、これを単年度収支という。

「実質単年度収支」とは

単年度収支に実質的な黒字要素を加え、実質的な赤字要素を差し引いた額をいう。

算式で示せば次のとおりである。

$$\boxed{\text{実質単年度収支}} = \boxed{\text{単年度収支}} + \boxed{\text{財政調整基金積立金}} + \boxed{\text{任意に行った地方債の繰上償還金}} - \boxed{\text{財政調整基金取り崩し額}}$$

歳出に含まれる財政調整基金積立金や任意の地方債繰上償還金は実質的な黒字要素であり、これらが歳出面に措置されなかったならば、当然実質収支は黒字額が増加したはずであり、また、歳入に含まれる財政調整基金の取り崩し額は過去に積み立てたものを減らしていることであり、実質的な赤字要素である。これらの黒字・赤字の要素が歳入歳出面に措置されなかったとした場合、単年度の収支がどのようなになるかをみる場合に用いられる。

「経常収支比率」とは

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、算式で示せば次のとおりである。

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、人件費、扶助費、公債費等の縮減することが困難な義務的性格の経常的経費に、市町村税、地方交付税を中心とする経常的に収入される一般財源がどの程度の割合で充当されているかを示す指標である。比率が低いほど経常的経費に充当した後の経常一般財源の残額が大きいということになり、建設事業等の臨時的財政需要に対して余裕を持つことができ、財政構造に弾力性があるといえる。

なお、本報道資料には、平成13・14年度の比率については減税補てん債及び臨時財政対策債（ ）の発行額を、平成10年度～平成12年度の比率については減税補てん債の発行額を経常一般財源に加えた場合の比率を掲載している。

臨時財政対策債

地方財源の不足分を補てんするために発行される地方債。これまで地方財源の不足分は、国の交付税特別会計借入金により措置してきたものを、平成13年度以降、国・地方が折半して補てんすることとなり、その地方負担分について、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てんする措置が講じられた。（元利償還金については、全額、後年度の普通交付税へ算入）

「起債制限比率」とは

当該団体の標準的な一般財源に対する地方債元利償還金の割合（普通交付税の公債費措置分及び普通交付税の算定で事業費補正により基準財政需要額に算入された額を除く）を示す指標である（3ヶ年平均）。公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に欠ける経費であり、起債制限比率が高いと投資的経費に充当できる一般財源の余地が少なくなるといえる。

算式は次のとおりである。

$$\text{起債制限比率（％）} = \frac{A - (B + C + D) + G}{E + F - (C + D)} \times 100$$

A：当該年度の普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く。）

B：元利償還金に充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において、辺地債、過疎債、地域改善対策特定事業債等、その償還額が基準財政需要額に算入された公債費

D：普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

E：標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの）＝標準収入額等＋普通交付税額

F：臨時財政対策債発行可能額

G：PFI事業における債務負担行為（平成12年度以降の設定分）に係る支出のうち、一般財源等の額（施設整備費、用地取得費に限る。）および5省協定・負担金等における債務負担行為（平成14年度以降の設定分）に係る支出のうち一般財源等の額

平成15年度決算より、算式の分子に「G」の下線部が追加されている。